

伊藤忠連合健康保険組合同規約

第1章 総則

(組合の目的)

第1条 この健康保険組合(以下「組合」という。)は、健康保険法(大正11年法律第70号。以下「法」という。)に基き、この組合の組合員である被保険者の健康保険を管掌することを目的とする。

(組合の名称)

第2条 この組合は、伊藤忠連合健康保険組合という。

(組合の事務所等)

第3条 この組合の事務所は、次の場所に置く。
東京都中央区日本橋本町4丁目15番地9

(事業所の名称及び所在地)

第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、別表(1)のとおりとする。

第2章 組合会

(議員の定数)

第5条 この組合の組合会議員の定数は、34人とする。

(被選挙権を有しない者)

第6条 次に掲げる者は、議員となることができない。
(1) 法第118条第1項各号のいずれかに該当する者

(議員の任期)

第7条 議員の任期は3年とする。
2 前項の任期は、選定又は選挙の日から起算する。
ただし、選定又は総選挙の日が前任者の任期満了前である時は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。
3 議員に欠員を生じたため、あらたに選任された議員の任期は、前任者の残任期間とする。
4 議員の定数に異動を生じたため、あらたに選任された議員の任期は、現に議員である者の任期満了の日までとする。

(互選議員の選挙の方法)

第8条 被保険者である組合員の互選する議員(以下「互選議員」という)の選任は、単記の無記名投票による選挙により行わなければならない。

ただし、議員候補者の数が選挙すべき議員の定数を超えない場合は、この限りでない。

2 前項の投票は、1人につき1票とする。

~~(互選議員の選挙区及び議員数)~~ (平成 14. 4. 1 削除)

~~第 9 条~~

(互選議員の選挙の管理)

- 第 10 条 互選議員の選挙においては、選挙長をおこななければならない。この場合において、
- 2 以上の投票所を設けるときは、投票所ごとに投票管理者をおこななければならない。
 - 2 選挙長及び投票管理者は、理事会において選任する。
 - 3 選挙長は、選挙の開閉、投票及び開票の管理並びに当選人の決定その他選挙の管理に関し必要な事務を行なう。
 - 4 投票管理者は、投票所の開閉その他投票の管理を行なう。
- 互選議員の選挙を行ったときは、選挙長は選挙録を、投票管理者は投票管理録を作り、それぞれこれに署名しなければならない。

(当選人)

- 第 11 条 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって当選人とする。ただし、議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の5分の1以上の得票がなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第 8 条第 1 項但し書きの規定により投票を行わない場合においては、当該議員候補者をもって当選人とする。

(選挙の無効)

- 第 12 条 選挙は、選挙の規程に違反することがあって、選挙の結果に異動を生ずるおそれがある場合に限り無効とする。ただし、当選に異動を生ずるおそれのない者を区分することができるときは、その者に限り当選の効力を失うことはない。

(互選議員の選挙執行規定)

- 第 13 条 この規約に定めるもののほか、互選議員の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

(選定議員の選定)

- 第 14 条 事業主である組合員が選定する議員(以下「選定議員」という。)は、互選議員の総選挙の日に選定しなければならない。
- 2 選定議員に欠員を生じたときは、事業主である組合員は、すみやかにその欠員について議員を選定しなければならない。
 - 3 事業主である組合員は、議員を選定したときは、文書で理事長に通知しなければならない。

(議員の就退職)

第15条 議員が就退職したときは、すみやかにその旨を公告しなければならない。

(通常組合会)

第16条 通常組合会は、毎年7月及び2月に召集することを常例とする。

(臨時組合会)

第17条 理事長は、議員の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して組合会の召集の請求があったときは、その請求のあった日から20日以内に臨時組合会を召集しなければならない。

2 前項のほか、理事長は、必要があるときは、いつでも臨時組合会を召集することができる。

(組合会の招集手続)

第18条 理事長は、組合会の召集を決定したときは、理事長は議員に対して開会の日から少なくとも6日前に召集状を送付しなければならない。

2 前項の召集状には、会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を記載しなければならない。

(代理)

第19条 議員は、組合会に出席することができないときは、あらかじめ文書でその組合会に附議する議案について、賛否の意見を付した書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行使できる。

2 前項の代理については、選定議員の場合は組合会に出席する他の選定議員、互選議員の場合は組合会に出席する他の互選議員でなければ代理を行うことができない。

3 表決の委任を受けた議員は、その委任を受けたことを証するに足りる文書を、会議を開く前に、理事長に提出しなければならない。

(組合会の傍聴)

第20条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があったときは、この限りではない。

(組合会の会議規則)

第21条 組合会は、会議規則を設けなければならない。

(組合会の議決事項)

第 2 2 条 次の次号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 収入支出予算及び事業計画
- (3) 収入支出決算及び事業報告
- (4) 規約及び規程で定める事項
- (5) その他重要な事項

(会議録の作成)

第 2 3 条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 議員定数
- (3) 出席した互選議員の氏名、数、及び選定議員の氏名、数、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名、数、並びに代理を受けた議員の氏名
- (4) 議事の要領
- (5) 議決した事項及びその賛否の数

2 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。

(議員の旅費及び報酬補償)

第 2 4 条 議員の旅費及び被保険者である議員が、その職務を行なうことにより、平常の業務に対する報酬を受けることができない場合における報酬の額並びにこれらの支給方法は、組合会の議決を経て別に定める。

(組合会の検査)

第 2 5 条 組合会は、法第 2 0 条に規定する検査を行う場合において、委員を置くことができる。

2 組合会は、委員の選挙その他前項の検査に関して、必要な事項を別に定めなければならない。

第 3 章 役員及び職員

(理事の定数)

第 2 6 条 この組合会の理事の定数は、16人とする。

(理事及び監事の任期)

第 2 7 条 理事及び監事の任期は、議員の任期とする。

2 理事及び監事は、その任期満了の日前に、議員の資格を失ったときはその資格を失う。

- 3 理事及び監事に欠員を生じたため、新たに選挙された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 理事の定数に異動を生じたため、新たに選挙された理事の任期は、現に理事である者の任期満了の日までとする。
- 5 理事及び監事は、第1項の規定にかかわらず、任期満了後であつて、後任者が就任するまでその職務を行なう。

(理事、理事長及び監事の選挙)

第28条 理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。

- 2 前項の投票は1人につき1票とする。
- 3 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって当選人とする。
- 4 前各号に定めるもののほか、理事、理事長及び監事の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経てべつに定める。

(理事会の構成)

第29条 この組合に理事会をおき、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第30条 理事会は、必要に応じ、理事長が召集し、理事長がその議長となる。

- 2 前項のほか、理事長は、理事の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して理事会の招集の請求があつたときは、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を召集するには、理事に対し、その開会の日の7日前までに会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りではない。
- 4 前項の規定に準じ、監事に対し、理事会への出席を求めなければならない。

(理事会の決定事項)

第31条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。

- (1) 組合会に提出する議案
- (2) 常務理事の選任及び解任の同意
- (3) 事業運営の具体的方針
- (4) 準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法
- (5) この規約に定める事項
- (6) その他事務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの

(理事会の議事)

第32条 理事会は、理事定数の半数以上が、出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

- 3 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面又は代理人をもって、理事会に加わることができる。
- 4 前項の代理を行う場合は、理事会に出席する他の理事でなければ、代理を行うことはできない。
- 5 理事は、特別の利害関係のある議事については、その議事に加わることができない。ただし、理事会の同意があった場合は、出席して発言することができる。

(理事会の会議録)

- 第33条 理事会の議事については、会議録を作成する。
- 2 前項の会議録については、第23条の規定を準用する。

(理事長の職務)

- 第34条 理事長は、組合の事務を經理し、第31条の規定により理事会において決定する事項以外の事項について決定する。

(常務理事及びその職務)

- 第35条 この組合に1名の常務理事をおき、理事会の同意を得て理事長が理事のうちからこれを指名する。
- 2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を処理する。

(監事の職務)

- 第36条 監事は、組合の行う事業の全般を監査する。
- 2 監査は、組合の決算終了後、組合会が決算を承認する前に実施するほか、監事が必要と認めた場合に実施する。
 - 3 監事は、監査を実施したときは、組合会に対し書面をもって意見を述べなければならない。
 - 4 前3項に定めるもののほか、監事の行う監査に関して必要な事項及び様式等は、組合会の議決を経て別に定める。

(理事長の専決)

- 第37条 理事長は、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「施行令」という。）第7条第4項の規定に基づき、緊急に行う必要のあるものを処分することができる。
- 2 理事長は、前項の規定による処置を行ったときは、次の組合会においてこれを報告し、組合会において当該事項を決定する場合に必要な議決数をもって承認を得なければならない。

(理事長の事務委任)

第38条 理事長は第34条に規定する事務の一部を常務理事に委任することができる。

(理事長の職務代理)

第39条 理事長に故障がある場合において、その職務を代理する理事は、理事長が指名する。

(理事、理事長、常務理事及び監事の就任)

第40条 理事、理事長及び監事は当選が確定した日から、常務理事は理事長が指名した日から就任する。

2 理事、理事長、常務理事及び監事が就任したときは、すみやかにその旨を公告しなければならない。

(理事、監事の旅費及び報酬補償)

第41条 第24条の規定は、理事及び監事について準用する。

(職員)

第42条 この組合に事務長その他必要な職員をおき、理事長がこれを任免する。

2 前項に定めるもののほか、職員に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

第4章 標準報酬

(標準報酬)

第43条 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項若しくは法第42条第1項の規定により算出することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項若しくは法第43条第1項の規定により算出した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。

第5章 保険料

(特定被保険者の保険料額)

第44条 この組合において、介護保険第二号被保険者たる被保険者以外の被保険者(介護保険第二号被保険者たる被扶養者があるものに限る。)に関する保険料額は一般保険料と介護保険料額との合算額とする。

第6章 財務

(会計年度独立の原則)

第45条 各会計年度における支出は、その年度の収入をもって、これを支弁しなければならない。

(会計年度所属区分)

第46条 収入の会計年度所属は、次の各号による。

- (1) 一般保険料及び調整保険料はその納期末日の属する年度
- (2) 国庫負担金及び補助金並びに繰越金、繰入金、寄付金、組合債及び財政調整事業交付金はその収入を計上した予算の属する年度
- (3) 徴収金及び返納金等随時の収入で納入告知書を発するものは納入告知書を発した日の属する年度
- (4) 前各号に該当しないものは領収した日の属する年度

2 支出の会計年度所属は、次の区分による。

- (1) 保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬及び調剤報酬又は訪問看護療養費もしくは家族訪問看護療養費についてはこの組合(社会保険診療報酬支払基金を経由するものにあつては、支払基金とする。)がその請求を受理した日の属する年度
- (2) 保険給付のうち前号に定めるもの以外のものについては、その給付を決定した日の属する年度
- (3) 給料、旅費及び手数料の類は、その支払うべき事実の生じた時の属する年度
- (4) 使用料、保管料及び電力料の類は、その支払いの原因となる事実の存した期間の属する年度
- (5) 工事製造費、物件の購入代価及び運賃の類並びに補助金の類はこれらの契約をした時の属する年度。ただし、法令の規定または契約により、支払期日の定めのあるものは、その支払期日の属する年度
- (6) 前各号に該当しないものは支払いを決定した日の属する年度

(予備費の費途)

第47条 一般勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次に掲げるものとする。

- (1) 保険給付費
- (2) 納付金
- (3) 保健事業費
- (4) 還付金
- (5) 財政調整事業拠出金
- (6) 事務所費
- (7) 連合会費
- (8) 雑支出(補助金等返還金支出に限る)

2 介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護納付金
- (2) 介護保険料還付金

(準備金の保有方法)

- 第48条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。
ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。
- (1) 銀行、相互銀行、信託銀行、信用金庫への預金又は郵便貯金
 - (2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託(運用方法を特定するものを除く。)
 - (3) 公社債投資信託の受益証券の取得(外国債を運用の中心とするもの又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。)
 - (4) 国債証券又は地方債証券の取得
 - (5) 特別の法律により法人の発行する債券で、その債権に係わる業務を政府が保証しているもの又は金融機関の発行する債券の取得
 - (6) 償還及び利子の支払いの遅延のない物上担保付又は一般担保付の社債の取得
 - (7) 抵当証券の取得
 - (8) コマーシャルペーパーの取得
 - (9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金
 - (10) 健康保険組合連合会が組合の共同目的を達成するために設置する施設に対する出資金
 - (11) 組合間の共同事業として実施する高額医療費に係わる貸付事業に対する出資金
 - (12) 法第150条の規定による施設である土地及び建物の取得
- 2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号の方法によって保有しなければならない。

(準備金以外の積立金の保有方法)

- 第49条 準備金以外の積立金は、前条第1号から第11号までの方法により保有しなければならない。
- 2 前項の規定に係わらず退職積立金については、その積立総額の2分の1に相当する額の範囲内で、組合の役職員が組合から支払いを受けることができる退職手当金の額に相当する額を限度として、住宅資金等に貸付ける方法により保有することができる。
 - 3 前項の住宅資金等の貸付方法は、組合会の議決を経て別に定める。

(組合財産の管理方法)

- 第50条 この組合の財産の管理方法は、組合会の議決を経て別に定める。

第7章 公告

(公告の方法)

- 第51条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合（及び事業所）の掲示板に掲示する。
- なお、掲示板とは、当組合の機関紙及びホームページ等を含むものとする。

第8章 保険給付

(一部負担還元金)

- 第52条 この組合は、健康保険法の一部を改正する法律(昭和32年法律42号)附則第7条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金（療養費に係る一部負担金は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額から控除する法第74条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を基準として、組合が定めた額（以下、「一部負担金相当分」という。))について、その還元を行う。

- 2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書、療養費支給申請書各1件（法第115条の規定により同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）の支給の基礎となった一部負担金があるものを除く。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。）について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額（法第115条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合にあっては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額）から、別表2に掲げる被保険者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。
- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前2項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。
- 5 還元金の支給手続きに関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。支給手続きについては、付加給付支給手続規程を準用する。

(施行期日)

この規約は、認可の日から施行し、平成15年4月診療(療養)分から適用する。ただし、平成15年4月1日前の診療(療養)分にかかる支給については、なお、従前の例による。

(付加給付)

第53条

この組合が、法第53条の規定により支給する付加給付は、次のとおりとする。

- (1) 家族療養費付加金
- (2) 合算高額療養費付加金
- (3) 訪問看護療養費付加金
- (4) 家族訪問看護療養費付加金

2 付加給付は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。

3 付加給付の支給手続きに関して必要な事項は、組合会の議決を経て、別に定める。

(訪問看護療養費付加金)

第54条

被保険者の疾病又は負傷に関し、法第88条の規定により訪問看護費療養費の支給を受ける被保険者に対し、訪問看護療養費付加金を支給する。

2 訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費に相当する額(法第115条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。))を除く。以下同じ。)が支給される場合にあっては、訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額を控除して得た額から別表2に掲げる被保険者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。

3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で訪問看護療養費に係る療養費の支給又は当該療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

4 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(施行期日)

この規約は、認可の日から施行し、平成15年4月診療(療養)分から適用する。

ただし、平成15年4月1日前の診療(療養)分にかかる支給については、なお従前の例による。

(家族訪問看護療養費付加金)

第55条

被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第111条の規定により家族訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族訪問看護療養費付加金を支給する。

2 家族訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生大臣の定めるところにより算出した費用の額が法第59条/2/2第2項の規定による家族訪問看護療養費に相当する額(法第115条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくはその被扶養者

の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。)を除く以下同じ。)が支給される場合にあつては、家族訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額から別表2に掲げる被保険者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。

- 3 他の法令の規定により、国無又は地方公共団体の負担で訪問看護療養費に係る療養費の支給又は当該療養があつたときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前2項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(施行期日)

この規約は、認可の日から施行し、平成15年4月診療(療養)分から適用する。

ただし、平成15年4月1日以前の診療(療養)分にかかる支給については、なお従前の例による。

(家族療養費付加金)

第56条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第110条の規定により家族療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族療養費付加金を支給する。

- 2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書または、調剤報酬明細書若しくは第二家族療養費支給申請書各1件(法第115条の規定により同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等(療養費又は家族療養費の法87条に基づく支給に係る一部負担金等は、当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)について算定した費用の額から控除する法第74条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を基準として、保険者が定めた額(以下、「一部負担金相当分」という。))の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。)の支給の基礎となった一部負担金等があるものを除く。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は第二家族療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。)について、療養(食事療養及び生活療養を除く。)に要する費用の額から家族療養費に相当する額(法第115条の規定により高額療養費(合算高額療養費を除く。))が支給される場合にあつては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額から、別表2に掲げる者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。
- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があつたときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(施行期日)

この規約は、認可の日から施行し、平成15年4月診療(療養)分から適用する。
ただし、平成15年4月1日前の診療(療養)分にかかる支給については、なお従前の例による。

(合算高額療養費付加金)

第57条 法第115条の規定により、同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等(療養費又は家族療養費の法第87条に基づく支給に係る一部負担金等は、当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)について算定した費用の額から控除する法第74条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を基準として、保険者が定めた額(以下、「一部負担金相当分」という。))の額を合算することによる高額療養費(以下、「合算高額療養費」という。)の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養費付加金を支給する。

2 合算高額療養費付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった診療報酬明細書、調剤報酬明細書、療養費支給申請書、第二家族療養費支給申請書各1件(一部負担金等の額(他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を控除した額)が別表2に掲げる者の区分に応じて定める額以上のものに限る。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書、療養費支給申請書又は第二家族療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。)につき、それぞれ別表2に掲げる被保険者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。

3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

4 前2項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(施行期日)

この規約は、認可の日から施行し、平成15年4月診療(療養)分から適用する。
ただし、平成15年4月1日前の診療(療養)分にかかる支給については、なお従前の例による。

第9章 その他の事業

(医療機関の指定)

第58条 この組合が 法63条第3項第2号の規定により同号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局として指定しようとするときは、組合会の議決を経なければならない。

(施設の利用等)

第59条 この組合において設置した施設の利用方法及び利用料は組合会の議決を経て別に定める。

2 この組合において、保健事業として実施する被保険者及び被扶養者への補助方法及び補助額は、組合会の議決を経て別に定める。

第10章 個人情報の保護

(個人情報保護の徹底)

第60条 この組合の組合員である被保険者及び被扶養者等にかかるこの組合が保有する個人情報の漏えい・滅失又はき損等を防止するため、個人情報の保護を徹底しなければならない。個人情報保護の徹底を図るために必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成28年9月1日から施行する。

規約第7条（議員の任期）については、次期総選挙から施行する。

(経過措置)

平成27年1月1日以前の療養にかかる一部負担還元金等の支給については、なお従前の例による。

別表(1)

(平成 29 年 5 月 1 日現在)

名称	所在地	適用年月日
140.ダイライト(株)	茨城県竜ヶ崎市	昭和 44.4.1 適用
46.シーアイマテックス(株)	東京都中央区	昭和 44.4.1 適用
15.伊藤忠マシントクノス(株)	東京都千代田区	昭和 44.4.1 適用
20.伊藤忠丸紅テクノスチール(株) 丸紅住商テクノスチール(株)	東京都千代田区	昭和 44.4.1 適用 平成 28.1.1 変更
39.伊藤忠工ネクス(株)	東京都港区	昭和 44.4.1 適用
422.伊藤忠石油販売(株)	東京都中央区	昭和 44.4.1 適用 平成 23.4.1 全喪
135.日本シー・ビー・ケミカル(株)	神奈川県鎌倉市	昭和 44.4.1 適用
5.伊藤忠飼料(株)	東京都江東区	昭和 44.4.1 適用
452.キヨイ食品(株)	東京都港区	昭和 44.4.1 適用 平成 25.10.1 削除 マルハニチロ健保へ
73.サンコール(株)	京都市右京区	昭和 44.4.1 適用
155.(株)口イネ	大阪府箕面市	昭和 44.4.1 適用
147.(株)松阪ファーム	三重県松阪市	昭和 44.4.1 適用
22.伊藤忠連合健康保険組合	東京都中央区	昭和 44.4.1 適用
142.不二製油(株)	大阪府泉佐野市	昭和 44.4.1 適用
18.伊藤忠建機(株)	東京都中央区	昭和 45.4.1 適用
28.伊藤忠システック(株)	大阪市中央区	昭和 45.4.1 適用
55.(株)イオテク	大阪市中央区	昭和 45.4.1 適用 平成 23.4.1 全喪

96.大新合板工業(株)	新潟市東区	昭和 45.4.1 適用
45.伊藤忠ハウジング(株)	東京都港区	昭和 46.4.1 適用
54.HGグリーン&ウォーター(株) グリーン&ウォーター(株)	東京都港区 中央区	昭和 46.4.1 適用 平成 24.3.12 変更 平成 26.8.1 変更
25.アイ・ティ・アイフォーム(株)東北事業所	岩手県胆沢郡金ヶ崎町	昭和 46.4.1 適用
101.中央設備エンジニアリング(株)	名古屋市西区	昭和 46.4.1 適用
75.三興プライウッド(株)	愛知県蒲郡市	昭和 46.4.1 適用 平成 25.10.1 全喪
53.伊藤忠7アツションシステム(株)	東京都渋谷区 東京都港区	昭和 46.11.1 適用 平成 26.5.26 変更
3.伊藤忠ケミカルフロンティア(株)	東京都港区	昭和 46.10.1 適用
11.伊藤忠ロジスティクス(株)	東京都港区	昭和 47.4.1 適用
17.伊藤忠紙パルプ(株)	東京都中央区	昭和 47.4.1 適用
8.伊藤忠アビエーション(株)	東京都港区	昭和 47.10.1 適用
29.伊藤忠製糖(株)	愛知県碧南市	昭和 48.4.1 適用
24.伊藤忠食糧販売(株)	東京都港区	昭和 48.4.1 適用 平成 23.10.1 変更
52.伊藤忠プランテック(株)	東京都港区	昭和 48.5.1 適用
106.苫小牧熱供給(株)	北海道苫小牧市	昭和 49.1.1 適用
91.センチュリー・メディカル(株)	東京都品川区	昭和 49.6.1 適用
21.伊藤忠衣浦埠頭(株)	愛知県碧南市	昭和 50.11.1 適用 平成 23.12.1 変更
14.伊豆大仁開発(株)	静岡県伊豆の国市	昭和 51.1.1 適用
76.サントピア・マリーナ(株)	兵庫県洲本市	昭和 51.10.1 適用

59.㈱九州エナジー	大分県大分市	昭和 51.10.1 適用
77.伊藤忠石油開発㈱	東京都港区	昭和 52.7.1 適用
146.㈱マルサンアイ	福井県鯖江市	昭和 52.7.1 適用
87.ジャパンフーズ㈱	千葉県長生郡	昭和 52.2.10 適用
94.夫山ゴルフ㈱	鳥取県西伯郡	昭和 52.8.1 適用 平成 25.6.1 脱退 協会けんぽへ
19. (財)伊藤忠記念財団 公益財団法人 伊藤忠記念財団	東京都板橋区 東京都港区	昭和 52.12.1 適用 平成 23.10.14 変更 平成 24.1.4 変更
97.太平産業㈱	東京都中央区	昭和 53.7.1 適用
16. 伊藤忠総務サービス㈱ 人事総務サービス㈱	東京都港区	昭和 53.4.5 適用 平成 23.10.1 変更
126.㈱東邦アーステック	新潟市中央区 新潟市西区	昭和 53.8.1 適用 平成 26.7.14 所変
2.青柳鋼材興業㈱	千葉県船橋市 千葉県浦安市	昭和 53.10.1 適用 平成 27.9.28 変更
27.茨城スチールセンター㈱	茨城県那珂市	昭和 53.10.11 適用
113.東京スチールセンター㈱	神奈川県愛甲郡	昭和 53.10.1 適用
400.太陽製罐㈱	大阪市大正区	昭和 53.10.1 適用 平成 25.4.1 全喪
60. ㈱日鐵神鋼シャーリング 日鉄住金神鋼シャーリング㈱	大阪市此花区	昭和 53.10.1 適用 平成 25.4.1 変更
118. 日鉄防蝕 日鉄住金防蝕	千葉県木更津市 東京都江東区	昭和 54.6.1 適用 平成 23.8.1 変更 平成 24.10.1 変更
116. 日鉄防蝕 大泉工場 日鉄住金防蝕	群馬県邑楽郡	昭和 54.6.1 適用 平成 24.10.1 変更
117. 日鉄防蝕 光工場	山口県光市	昭和 54.6.1 適用

日鉄住金防蝕		平成 24.10.1 変更
82.シーアイ・ショピング・サービス(株)	東京都港区	昭和 54.4.1 適用
161.豊鋼材工業株	福岡県粕屋郡篠栗町	昭和 56.1.1 適用
164.(株)オー・シー・エル	東京都港区	昭和 56.5.1 適用
163.アーバン建物(株)	東京都新宿区 東京都港区	昭和 56.5.1 適用 平成 25.3.11 変更
162.伊藤忠フレッシユ(株) アタセスフレッシユ加工(株) (株)マリンアクセス	東京都港区 ——品川区 静岡県榛原郡吉田町	昭和 55.10.1 適用 平成 23.10.1 変更 平成 26.1.1 変更
167.広島スチールセンター(株)	広島県東広島市	昭和 57.1.1 適用
168.伊藤忠エレクトロニクス(株) 伊藤忠インタラクティブ(株)	東京都港区	昭和 57.2.1 適用 平成 24.7.1 変更
172.伊藤忠アーバンコミュニティ(株) 東京本社	東京都中央区	昭和 57.4.1 適用
171.伊藤忠アーバンコミュニティ(株)	大阪市中央区	昭和 57.4.1 適用 平成 26.10.1 全喪 (本社統合)
176.千葉グリーンセンター(株)	千葉市美浜区	昭和 58.1.1 適用
174.伊藤忠連合厚生年金基金 企業	東京都中央区	昭和 57.11.1 適用 平成 25.4.1 変更
179.シーアイ繊維サービス(株)	大阪市中央区 大阪市北区	昭和 58.4.1 適用 平成 23.8.15 変更
181.(株)センチュリー21・ジャパン	東京都港区	昭和 58.11.1 適用
180.(株)CRCシステムズ ——CTCシステムサービス(株)	東京都千代田区	昭和 59.10.1 適用 平成 23.4.1 変更 平成 26.4.1 削除
197.伊藤忠インフォ-マ717西日本(株)	広島市中区	昭和 60.10.1 適用
200.伊藤忠インフォ-マ717中部(株)	名古屋市中区 名古屋市中区	昭和 60.11.1 適用 平成 24.9.1 変更
203.伊藤忠インフォ-マ717関西(株)	大阪市淀川区	昭和 60.12.1 適用

205.㈱シムコ	東京都江東区	昭和 60.12.1 適用
212.伊藤忠エクスホ-ムライ7東北㈱	仙台市宮城野区	昭和 61.2.1 適用
215.エネクス石油販売西日本㈱	広島市中区	昭和 61.4.1 適用
220.㈱パステック	大阪府岸和田市 —— 大阪市北区	昭和 61.5.1 適用 平成 24.8.1 変更 平成 24.12.1 全喪
224.エクスホ-ムライ7-イナ- (㈱)	東京都江東区	昭和 61.5.1 適用 平成 23.7.1 全喪
223.伊藤忠エクスホ-ムライ7北海道㈱	札幌市中央区	昭和 61.5.1 適用
239.伊藤忠7-ラフックス㈱	東京都渋谷区 東京都千代田区	昭和 61.8.1 適用 平成 29.2.20 変更
240.伊藤忠セラテック(㈱)東京本社	東京都中央区 愛知県瀬戸市	昭和 61.11.1 適用 平成 24.4.1 変更
伊藤忠エアドマシナリサービス(㈱) 245.伊藤忠フィナンシャルマネジメント(㈱)	東京都港区	昭和 62.4.1 適用 平成 27.4.1 変更
248.日本テレマティーク(㈱)	東京都渋谷区	昭和 61.7.1 適用
249.チクシ鋼板加工(㈱) 紅忠コイルセンター九州(㈱)	福岡県遠賀郡	昭和 61.7.1 適用 平成 24.4.1 変更
252.フジフレッシュフーズ(㈱)	兵庫県篠山市	昭和 62.7.1 適用
253.㈱フクシヨク ——(㈱)フジサニ-フーズ九州	福岡県大野城市	昭和 62.7.1 適用 平成 23.4.1 変更 平成 25.4.1 全喪
255.トーラク(㈱)	神戸市東灘区	昭和 62.7.1 適用
263.伊藤忠オリコ保険サービス(㈱)	東京都港区	昭和 62.11.1 適用
268.アイ・ピー管理(㈱)	東京都中央区	昭和 63.4.1 適用
289.アーシェルジャパン(㈱)	東京都千代田区	昭和 63.4.1 適用
291.新日本アグリシステム(㈱)	東京都中央区 千葉県成田市	平成 1.3.1 適用 平成 27.2.1 変更

292.㈱トーホー	新潟市西区	平成 1.4.1 適用
293.ジオルジオアルマーニジャパン(株)	東京都中央区	平成 1.6.1 適用
295. ㈱中丸食品	熊本県熊本市	平成 1.7.1 適用 平成 25.4.1 脱退 (協会へ)
296.㈱ユキザワ	秋田県大館市	平成 1.7.1 適用
305.日本パーキング(株)	東京都千代田区	平成 2.5.1 適用 平成 23.6.1 脱退 (安田健保へ)
316.利府ゴルフクラブ(株)	宮城県宮城郡利府町	平成 2.10.1 適用 平成 23.8.1 全喪
319.伊藤忠Iネクス-4717関東(株)	東京都中央区	平成 2.12.1 適用
327.伊藤忠工業ガス(株)	東京都港区	平成 3.3.1 適用
328.内外航空サービス(株)	東京都渋谷区	平成 3.4.1 適用 平成 23.4.1 脱退 (JTB 健保へ)
コメックス(株) 323. ㈱神明デリカ	大阪府泉大津市	平成 3.1.10 適用 平成 27.4.1 変更 平成 27.6.1 脱退 (東糧健保へ)
336.ケミカルロジテック(株)	東京都港区	平成 3.10.1 適用
339.ダイライトサービス(株)	茨城県竜ヶ崎市の	平成 3.11.1 適用 平成 27.2.1 全喪
340.エネクス石油販売東日本(株)	東京都中央区	平成 3.11.1 適用
343.㈱シーイーテック	東京都中央区	平成 4.1.10 適用
350.伊藤忠エネクスサポート(株)	東京都港区	平成 4.4.1 適用 平成 27.2.1 全喪
354.㈱M A C	島根県鹿足郡吉賀町	平成 4.8.1 適用
363.㈱アイ・エフ・ビー	大阪市西区	平成 4.9.1 適用

	大阪市中央区	平成 26.6.16 変更
364. ㈱アイメックス	東京都港区	平成 4.10.1 適用
365. 紅忠コイルセンター ㈱滋賀工場 関西 ㈱滋賀工場	滋賀県愛知郡愛荘町	平成 4.10.1 適用 平成 24.4.1 変更
368. イトピアホーム ㈱	東京都中央区	平成 4.11.1 適用
372. 伊藤忠ケーブルシステム ㈱	東京都品川区	平成 4.12.1 適用
383. M I プライマリーサービス ㈱	東京都中央区	平成 5.4.1 適用
385. VCI コーポレーション ㈱ 伊藤忠リーテイルリンク ㈱	東京都中央区	平成 5.4.1 適用 平成 24.4.1 変更
386. ㈱スーパーレックス	相模原市中央区	平成 5.4.1 適用
387. ㈱東京ヒューマニティ ライス	東京都港区	平成 5.7.1 適用
393. (有)サツマ	鹿児島県鹿屋市	平成 5.8.1 適用 全喪 25.7.1
伊藤忠ファイナンス ㈱	東京都港区	平成 6.3.1 適用
398. GC キャピタル ㈱		平成 25.4.15 変更
ワナインターテイメント ㈱	東京都港区	平成 6.6.1 適用
400. ワナフ・サ・シヤン 合同会社		平成 28.4.1 変更
401. ㈱フロンティア	大阪市淀川区	平成 6.6.1 適用
㈱エコア宮崎ガスセンター	宮崎県宮崎市	平成 6.8.1 適用
405. ㈱エネルギーコミュニケーション 宮崎		平成 27.4.1 変更
409. タワーベーカーリー ㈱	埼玉県越谷市	平成 6.10.1 適用
410. 幕張シティ ㈱	東京都港区 東京都中央区 千葉県千葉市美浜区	平成 6.10.1 適用 平成 23.10.1 変更 平成 27.6.29 変更
ヘルステア テック ㈱	東京都府中市	平成 6.12.1 適用
414. IP・ウォーター・メン 仁仔 ㈱	東京都品川区	平成 28.4.1 変更
445. PCM プロパティーズ 3 ㈱	栃木県下都賀郡	平成 7.1.1 適用 平成 23.6.1 全喪
416. ハンティングワールドジャパン ㈱	東京都千代田区	平成 7.1.1 適用

418.㈱エコア	福岡市博多区	平成 7.2.1 適用
419.シーアイテクノセールス㈱	東京都港区	平成 7.4.1 適用 平成 24.4.1 全喪
420.㈱カンロジ	千葉県成田市 東京都品川区	平成 7.5.1 適用 平成 25.6.1 変更
421.三興メイビス㈱	東京都新宿区 千代田区 新宿区	平成 7.7.1 適用 平成 25.9.24 変更 平成 28.2.1 変更
430.伊藤忠ライス㈱	東京都港区	平成 7.11.1 適用 平成 23.10.1 全喪 (伊藤忠食糧販売㈱との 吸収合併)
447.伊藤忠メタルズ㈱	東京都港区	平成 8.7.1 適用
453.スキャルジヤパン㈱	大阪市中央区	平成 8.7.1 適用
455.伊藤忠オートモービル㈱	東京都港区	平成 8.10.1 適用
459.アドミス㈱	東京都港区	平成 8.11.1 適用 平成 23.9.1 (薬業健保へ脱退)
伊藤忠ウインドウズ㈱ 477.IGウインドウズ㈱	東京都中央区	平成 9.10.1 適用 平成 28.8.1 変更
478.㈱ユニコ	東京都中央区	平成 9.11.1 適用
484.伊藤忠都市開発㈱	東京都港区	平成 10.4.1 適用
485.伊藤忠人事サービス㈱ 総務サービス㈱人事サービス事業所	東京都港区	平成 10.4.1 適用 平成 23.10.1 変更
487.I&T リスクソリューションズ ㈱	東京都港区	平成 10.4.1 適用
497.㈱ケーアイ・フレックシアクス	東京都江東区 東京都中野区	平成 10.11.1 適用 平成 24.5.1 変更
498.シブネス㈱	大阪市東住吉区	平成 10.11.1 適用
503.青山エナジーサービス㈱	東京都港区	平成 10.11.1 適用

507.ファミリーコーポレーション(株) ——(株)日本アクセス(後楽園オフィス)	東京都文京区 東京都品川区	平成 11.3.1 適用 平成 23.3.1 変更 平成 23.8.15 変更 平成 23.10.1 削除
514.工业化・ビル・ジャパン(株)	東京都千代田区 東京都品川区	平成 11.6.1 適用 平成 27.11.24 変更
521.伊藤忠フーズ(株)	大阪市淀川区	平成 11.6.1 適用 平成 23.4.1 全喪
523.キャプラン(株)本社	東京都港区	平成 11.7.1 適用
526.伊藤忠キャピタル証券(株)	東京都渋谷区	平成 11.8.1 適用 平成 24.10.1 全喪
アイティーネット(株) 527.コネクシオ(株)	東京都渋谷区 東京都新宿区	平成 11.8.1 適用 平成 25.10.1 変更 平成 26.5.7 変更
528.(株)アイ・シー・エスサービス	東京都港区 東京都江東区	平成 11.8.1 適用 平成 23.10.1 変更
529.(株)3R	埼玉県久喜市	平成 11.8.1 適用
535.(株)ファミリーマート	東京都豊島区	平成 12.4.1 適用
538. ユニバーサルフード(株)	東京都江東区 ——千代田区	平成 12.7.1 適用 平成 24.11.12 変更 平成 28.10.1 全喪
539.(株)東伊豆開発システム	東京都中央区	平成 12.7.1 適用 平成 28.9.20 全喪
543.アイ・ティー・エスファーム(株)	千葉県旭市	平成 12.7.1 適用
544.(株)マルワイビジネス	福岡県粕屋郡篠栗町	平成 12.5.1 適用 平成 27.5.1 全喪
548.マリネット(株)	東京都港区	平成 12.10.1 適用
558.(株)ファミマ・ドット・コム	東京都豊島区	平成 13.3.1 適用
561.イー・ギャランティ(株)	東京都渋谷区 港区	平成 13.6.1 適用 平成 25.7.1 変更
568.北海道サンプルラス(株)	北海道札幌市手稲区	平成 13.10.1 適用

569.リーテイルブランディング㈱	東京都港区	平成 13.10.1 適用
572.㈱オリジンテイ	大阪市中央区	平成 14.4.1 適用 平成 23.3.1 全喪
575.㈱ファミマ・リテール・サービス	東京都豊島区	平成 14.4.1 適用
577.㈱ナノ・メディア	東京都港区 東京都品川区	平成 14.6.1 適用 平成 26.3.24 変更
579.ファミマクレジット㈱	東京都豊島区	平成 14.6.1 適用 平成 24.9.15 全喪
583.アイアグリ㈱	茨城県土浦市	平成 14.10.1 適用
586.伊藤忠テクノソリューションズ㈱	東京都港区	平成 15.4.1 適用
591.㈱イルムスジャパン	東京都千代田区	平成 15.5.16 適用 平成 25.4.1 脱退 (協会へ)
593.チキンジャーニャーインベストメント㈱	東京都港区	平成 15.7.1 適用 平成 24.4.1 全喪
594.コロネット㈱	大阪府大阪市中央区	平成 15.8.1 適用
596.ＩＴＲ㈱	東京都港区	平成 15.10.1 適用 平成 27.7.1 全喪
597.Ｆ×プライム㈱	東京都渋谷区	平成 15.11.5 適用 平成 25.9.1 脱退 関東ＩＴソフトウェアへ
600.㈱王ヌーエフ・シー	東京都中央区	平成 16.1.1 適用 平成 28.2.1 全喪
601.㈱ニッコー	大阪府大阪市西区 千葉県浦安市美浜区	平成 16.4.1 適用 平成 23.11.7 変更
602.伊藤忠食品㈱	東京都中央区 東京都港区	平成 16.4.1 適用 平成 25.9.15 変更
603.マガシーク㈱	東京都千代田区	平成 16.4.1 適用
605.ＩＦＡ㈱	東京都港区	平成 16.4.1 適用 平成 24.4.1 全喪
607.日本エアロスペース㈱	東京都港区	平成 16.6.1 適用

609. ユニコプタージャパン エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン	東京都港区	平成 16.9.1 適用 平成 26.1.8 変更
610. 紅忠コイルセンター 関西	大阪府泉大津市	平成 16.10.1 適用 平成 24.4.1 変更
612. 不二つくばフーズ	茨城県坂東市	平成 17.2.1 適用
614. 不二神戸フーズ	兵庫県神戸市兵庫区	平成 17.3.1 適用
615. リオンビール	大阪市西区	平成 17.4.1 適用 平成 24.7.1 全喪
616. テイオ	大阪市中央区	平成 17.4.1 適用 平成 23.12.1 全喪
617. 紅忠オートスチール 紅忠スチール (旧紅忠オートスチール)	東京都中央区	平成 17.4.1 適用 平成 25.10.1 変更
621. GRG ファシリテーズ GTG ファシリテーズ (TJK 健保へ脱退)	横浜市都筑区	平成 17.7.1 適用 平成 23.4.1 変更 平成 26.4.1 削除
620. AD インベストメント・マネジメント	東京都千代田区	平成 17.6.8 適用
622. IML	東京都渋谷区 東京都文京区	平成 17.9.1 適用 平成 24.3.12 変更 平成 29.1.1 廃止
623. 日本サニパック	東京都渋谷区	平成 17.11.1 適用
626. イトピアゴルフ滋賀 春日ゴルフ	滋賀県甲賀市	平成 18.4.1 適用 平成 23.9.7 変更
628. コンバースフットウェア	東京都千代田区 東京都港区	平成 18.4.1 新適 平成 27.5.5 変更
629. 昭和アルミパウダー	奈良県御所市	平成 18.8.1 平成 24.4.1 全喪
632. 伊藤忠丸紅特殊鋼	東京都中央区	平成 18.11.1
633. ウェルネス・コミュニケーションズ	東京都江東区 東京都港区	平成 18.11.1 新適 平成 25.7.1 変更
634. 日本アクセス	東京都世田谷区 東京都品川区	平成 18.12.1 編入 平成 23.8.15 変更
641. 日本アクセス北海道	札幌市東区	平成 18.12.1 編入

642.昭和物産(株)	川崎市川崎区 東京都荒川区	平成 18.12.1 編入 平成 27.3.2 変更
643.(株)マイスターエンジニアリング	東京都品川区	平成 19.1.1 編入
644.(株)マイスターファシリテイ	東京都品川区	平成 19.1.1 編入
645.(株)シグマコミュニケーションズ	東京都品川区	平成 19.1.1 編入
646.アビサービス(株)	東京都品川区	平成 19.1.1 編入
648.(株)ドルチェ	東京都文京区 東京都品川区 東京都千代田区	平成 19.3.1 新規適用 平成 23.8.21 変更 平成 28.10.17 変更
649.伊藤忠丸紅スチールA.P(株) —— 紅忠スチール(株)	東京都千代田区 東京都中央区	平成 19.4.1 編入 平成 25.10.1 変更 平成 26.4.1 削除
(株)ITCNアシスト 650.コネクシオウイズ(株)	東京都墨田区	平成 19.6.11 新規適用 平成 25.10.1 変更
654.かなえキャピタル(株)	東京都中央区 東京都渋谷区	平成 19.8.1 新適 平成 23.8.22 変更 平成 26.3.19 全喪 (年金事務所職権 27/9/1)
658.日本ニュートリション(株)	東京都港区	平成 20.1.15 新適
659.MIステンレスセンター(株) —— MI万世ステンレス(株)北九州支店	北九州市若松区	平成 20.3.1 編入 平成 23.1.1 変更 平成 28.1.16 全喪
660.(株)衛星ネットワーク	東京都港区	平成 20.4.1 編入
662.東洋保全工業(株)	大阪市淀川区	平成 20.8.1 編入 平成 24.4.1 全喪
664.(株)サイバーディフェンス研究所 (日本電気健保へ移管)	東京都中央区	平成 20.10.1 新適 平成 25.7.1 削除
665.(株)阪南タンクターミナル	大阪府泉佐野市	平成 21.2.1 編入
666.ITC インベスメントパートナーズ(株)	東京都港区	平成 21.4.1 編入

(全国商品取引業健保へ移管)		平成 25.4.1 削除
667.シーアイタウン利府葉山(株)	宮城県宮城郡利府町	平成 21.3.27 新適
668.C I K ナノテック(株)	東京都中央区	平成 21.4.1 新適
669.小倉興産エネルギー(株)	北九州市小倉北区	平成 21.7.1 編入
シーアイ化成(株)	東京都中央区	平成 21.7.1 編入
670.タキロンシーアイ(株)		平成 29.4.1 変更
671.キャプラン(株)青山事業所	東京都港区	平成 21.10.1 新適
672.ソイ・フード・ジャパン(株)	長野県小諸市	平成 21.12.26 新適 平成 24.6.30 全喪
673.サンエイト貿易(株)	東京都千代田区 東京都港区	平成 22.7.1 編入 平成 25.6.24 変更
674.イトーピア・アセットマネジメント(株)	東京都港区	平成 23.4.1 新適
675.(株)食料マネジメントサポート	東京都港区	平成 23.4.1 新適
676.(株)ラメール	東京都世田谷区	平成 23.5.2 新適 平成 29.4.1 全喪
677.関東サンプラス(株)	栃木県佐野市	平成 23.7.1 編入 平成 26.4.1 削除
678.伊藤忠鉱物資源開発(株)	東京都港区	平成 23.6.1 新適
679.ポケットカード(株)	東京都港区	平成 23.7.1 編入
680. I - サイロホールディングス(株)	愛知県碧南市	平成 23.9.29 新適
681.(株)日本エム・デイ・エム	東京都新宿区	平成 23.12.1 編入
不二バター(株)	大阪府豊中市	平成 24.3.1 編入
682.(株)フジサニーフーズ		平成 24.4.1 変更
683.CIPS アドバンス(株)	東京都府中市 大阪府大阪市中央区	平成 24.4.1 編入 平成 24.4.1 変更
684.アールビー・フーズ(株)	東京都港区	平成 24.4.1 新適

685. JNMホールディングス(株) 新生製缶(株)	大阪市中央区 大正区	平成 24.6.27 新適 平成 25.2.8 変更 平成 25.4.1 変更
686. 八戸銅料(株)	青森県八戸市	平成 24.10.1 新適 平成 27.10.1 全喪
687. アールビー・エコー(株)	東京都港区	平成 24.10.1 新適
689. I S Cビジネスサポート(株)	東京都中央区 東京都港区	平成 25.5.1 編入 平成 25.10.2 変更
688. Dole International Holdings(株)	東京都千代田区 東京都港区	平成 25.4.1 新適 平成 27.4.1 変更
690. (株)ヨコビ	札幌市中央区	平成 25.7.1 編入
691. エイ・ケイ・フランチャイズシステム(株)	東京都品川区	平成 25.7.1 新適
692. 日伯鉄鉱石(株)	東京都港区	平成 25.12.1 編入
693. 日本アクセス農産加工分割準備(株) アクセスフレッシュ加工(株)	東京都品川区	平成 26.1.1 新適 平成 26.1.1 変更
694. (株)クリアーウォーター津南	新潟県中魚沼郡津南町	平成 26.1.16 新適
695. (株)シニアライフクリエイト	東京都港区	平成 26.9.1 編入
696. (株)EVENTIFY	東京都豊島区	平成 27.1.1 編入
697. エヌアイエスフーズサービス(株)	東京都品川区	平成 27.4.1 新適
698. 報映産業(株)	東京都中央区	平成 27.7.1 編入 平成 28.10.1 全喪
699. イー・ギャランティ・ソリューション(株)	東京都港区	平成 27.7.1 新適
700. 不二製油グループ本社(株)	大阪市北区	平成 27.10.1 新適
701. (株)アイ・エム・シー	大阪市中央区	平成 27.11.1 編入
702. (株)ファミリーマート ココストア中部 事業部	名古屋市中区 名古屋市長区	平成 28.2.1 編入 平成 28.6.27 変更 平成 28.10.1 全喪

703.アールビー・トラスト(株)	東京都港区	平成 28.3.1 新適
704.東鋼産業(株)	仙台市若林区	平成 28.9.1 編入
705. ユニー・ファミリーマート ホールディングス(株)	東京都豊島区	平成 28.9.1 新適
706. ITOCHU PETROLEUM CO. , SINGAPORE PTE. LTD. 東京支店	東京都港区	平成 28.10.1 新適
(株)ベルメディカルソリューションズ 707.(株)ビーアイメディカル	東京都文京区	平成 29.1.1 編入 平成 29.1.1 変更
708.エネクスオート(株)	東京都港区	平成 29.3.1 編入
709.SAKURA Links(株)	東京都港区	平成 29.1.17 新適
710.伊藤忠リート・マネジメント(株)	東京都港区 千代田区	平成 29.3.1 新適 平成 29.7.1 変更
712.ほけんの窓口グループ(株)	東京都千代田区	平成 29.4.1 編入
711.青山ヘルスケア・マネジメント(株)	東京都港区	平成 29.3.1 新適
713.ジャパンフードサプライ(株)	東京都豊島区	平成 29.4.1 新適
714.相馬エネルギーサポート(株)	東京都港区	平成 29.4.1 新適

一部負担金等の自己負担限度額			
区分	高齢受給者 (70 歳以上の者)		70 歳未満の者 (世帯全体の場合は高齢受給者含む)
	個人単位 (外来のみ)	世帯単位 (入院含む)	
現役並み所得者	40,000 円	40,000 円	「ア」標準報酬月額が 83 万円以上 40,000 円
			「イ」標準報酬月額が 53 万円以上 79 万円 40,000 円
			「ウ」標準報酬月額が 28 万円以上 50 万円 40,000 円
			「エ」標準報酬月額が 26 万円以下 40,000 円
一般	40,000 円	40,000 円	「ア」標準報酬月額が 83 万円以上 40,000 円
			「イ」標準報酬月額が 53 万円以上 79 万円 40,000 円
			「ウ」標準報酬月額が 28 万円以上 50 万円 40,000 円
			「エ」標準報酬月額が 26 万円以下 40,000 円
低所得 I・II	40,000 円	40,000 円	低所得者 40,000 円
現役並み所得者 (3 割負担者)	診療月の標準報酬月額が 28 万円以上		
低所得者	市長村民税非課税等である被保険者		
低所得 I	一定の計算のもと、所得が 0 円となる場合等		
低所得 II	低所得者に同じ		